

平成 20 年 5 月 26 日
関 東 財 務 局

株式会社Kストックインベストメントに対する行政処分について

金融商品取引業者（投資助言・代理業）の株式会社Kストックインベストメントについては、登録を受けた主たる営業所の所在地を確知できないことから、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 52 条第 4 項の規定に基づき、平成 20 年 5 月 26 日付で金融商品取引業者の登録を取り消した。

株式会社Kストックインベストメント

1. 代表者名 辛島哲也
2. 主たる営業所の所在地
東京都中央区日本橋 2 丁目 16 番 3 号 18 山京ビル 1 階
3. 登録番号 関東財務局長（金商）第 713 号
（旧投資顧問業者の登録番号関東財務局長第 1450 号）

（問い合わせ先）
関東財務局証券監督第 2 課
048-600-1156（ダイヤルイン）